



背景・目的

難分解性、高蓄積性等の性質を持つPCB等の残留性有機汚染物質（POPs）による地球規模の汚染を防止し、POPsによる環境リスクの低減を図るために制定された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」では、国内及び国際的な環境実態を監視すること（第11条）を締約国に義務付けており、締約国会議は、調査結果を活用した条約の対策面での有効性の評価を行っている（第16条）。

我が国は2002年にPOPs条約に締結しており、適切に条約を遵守し、条約の有効性/効果の監視のための取組を進める必要がある。

事業概要

- POPs条約に基づく国内POPs残留状況の監視
 - 全国規模での大気、水質、底質、生物等のPOPsモニタリング調査
 - 東アジア地域のバックグラウンドとされた辺戸岬（沖縄）での高頻度監視
- POPsの越境汚染に係る高頻度監視
 - 五島（長崎県）において、越境汚染の影響が大きくなる寒冷期に高頻度監視

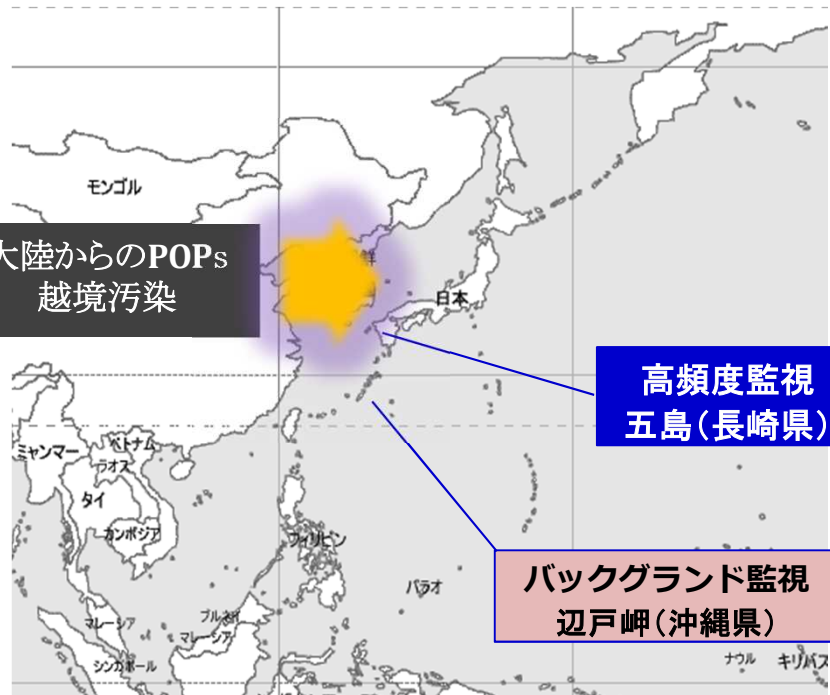
事業目的・概要等

期待される効果

国内及び国際的な環境実態を監視することとしたPOPs条約第11条に係る義務を適切に履行する。また、得られた情報をPOPs条約第16条の条約の有効性評価に役立てる。

事業スキーム

支出予定先：民間団体等



● POPs条約対象物質の変遷

平成14年	我が国の締結時	12物質群
平成21年	第4回締約国会議 (COP4)	→ 9物質群追加
平成23年	第5回締約国会議 (COP5)	→ 1物質群追加
平成25年	第6回締約国会議 (COP6)	→ 1物質群追加
平成27年	第7回締約国会議 (COP7)	→ 3物質群追加 (下表赤文字)

イメージ

条約対象物質 (26物質群)

アルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、ディルドリン、DDT、クロルデン、PCB、トキサフェン、マイレックス、PCDDs、PCDFs、クロルデコン、リンデン、 α -HCH、 β -HCH、テトラ・ペンタプロモジフェニルエーテル、ヘキサ・ヘプタプロモジフェニルエーテル、ヘキサプロモビフェニル、PFOS及びその塩・PFOSF、ペンタクロロベンゼン、エンドスルファン、ヘキサプロモシクロドデカン、ポリ塩化ナフタレン、ヘキサクロロブタジエン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類